



2019年2月20日

各 位

会 社 名	クラリオン株式会社
代 表 者 名	代表執行役 執行役社長兼CEO 川 端 敦 (コード番号 6796 東証第一部)
問 合 せ 先	
責任者役職名	経営戦略本部 担当本部長
氏 名	宮 本 浩
T E L	(048)601-3700 (代表)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、2019年4月中旬に臨時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）を招集する場合に必要な基準日の設定について、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本株主総会に係る基準日等について

当社は、本株主総会を開催する場合に備え、本株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2019年3月7日（木）（以下「本基準日」といいます。）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、本株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 公告日 2019年2月20日（水）
- (2) 基準日 2019年3月7日（木）
- (3) 公告方法 電子公告により、当社ホームページに掲載いたします。
(<http://www.clarion.com/>)

2. 本株主総会の開催予定日および付議議案について

2019年1月29日付当社プレスリリース「フォルシアの子会社であるエナップ シス エスエーエスによる当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、エナップ シス エスエーエス（以下「公開買付者」といいます。）が2019年1月29日に公表した当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立した場合には、公開買付者は、本公開買付けの成立後、公開買付者が当社株式の全て（ただし、当社の所有する自己株式を除きます。）を取得することを予定しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、①本公開買付けの成立により、公開買付者の所有する当社の議決権

の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）第2編第2章第4節の2の規定に基づき、当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）の全員に対し、その所有する当社株式の全てを売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）する予定であり、他方、②本公開買付けの成立により、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満となる場合には、当社株式の併合を行うこと（以下「株式併合」といいます。）及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会を開催すること等を当社に要請（以下「本要請」といいます。）する予定とのことです。

この度、当社は、上記②に記載の場合には本要請がなされる予定であることから、本株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することにいたしました。なお、本株主総会を招集・開催する場合には、その開催日及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきまして、決定次第改めてお知らせいたします。

他方、（i）本公開買付けが成立しない場合、または、（ii）本公開買付けの成立により公開買付者が当社の総株主の議決権の数の90%以上の議決権を取得し、公開買付者が、当社株式の全て（ただし、当社の所有する自己株式を除きます。）を取得するために株式売渡請求を行う場合には、当社は、本株主総会を開催せず、本基準日についても利用しない予定です。

以 上